

**資料 1 - 参考資料 2**

決議 MSC286(86)

「MARPOL 条約附属書 I 貨物油及び燃料油に関する化学物質等安全データシートに関する勧告」

(2009 年採択)

附属書 I

ばら積みの貨物としての MARPOL 附属書 I の油の積載及び燃料油の搭載前に提供される、海事産業の特定の必要性を満たすことに適した、海上で使用するための化学物質等安全データシート(MSDS)

1	化学物質又は混合物及び提供者の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分類名 (附属書2に掲げる、MARPOL 条約附属書 I の貨物油及び燃料油に関する指針を参照すること。)</li> <li>・ 化学物質名</li> <li>・ 取引上の名称</li> <li>・ 船荷証券、燃料油配達受領書その他配送文書の記述</li> <li>・ その他の特定方法</li> <li>・ 提供者の詳細 (名称、住所、電話番号を含む。)</li> <li>・ 非常時の電話番号</li> </ul>
2	危険有害性の要約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質／混合物のGHS<sup>*</sup>分類及び地域的な情報</li> <li>・ 結果として分類されない(例: 硫化水素)又は GHS 分類に関係しないその他の危険有害性(附属書2を参照すること。)</li> </ul>
3	組成、成分情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質の慣用名と別名</li> <li>・ それ自体分類されており、なおかつ化学物質の分類に寄与するすべての不純物または分解防止添加物</li> <li>・ GHS 対象の危険有害性があり、カットオフ値以上で存在するすべての成分の化学名と濃度または濃度範囲。生殖毒性、発がん性及びカテゴリ-1 の変異原性のカットオフ値</li> </ul>

<sup>\*</sup>国際連合勧告「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS) (2007年版及び改正を含む。)」

		は 0.1%とする。その他に分類される有害性のカットオフ値は1%とする(附属書2の指針を参照すること)。
4	応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの暴露経路ごとの応急処置の詳細(小項目を用いて各経路(例えば、吸入、皮膚、眼および経口摂取)を示すこと。)</li> <li>最も重要な急性と発症の遅い症状/影響</li> <li>必要に応じた速やかな治療と必要とされる特別な治療の指示</li> </ul>
5	火災時の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な消火剤</li> <li>化学品から生じる特定の危険有害性(例えば有害燃焼生成物の性質)</li> <li>消防士用の特別な防具と予防措置</li> </ul>
6	漏出時の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>人への予防措置、防具、および応急処置法</li> <li>環境上の予防措置</li> <li>封じ込めと流出物洗浄の方法および用具</li> </ul>
7	取扱い及び保管上の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な取扱いのための予防措置</li> <li>混触危険性を含む、安全な保管条件</li> </ul>
8	ばく露防止及び人に対する保護措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理パラメーター(例:職業性暴露限界値)</li> <li>適切な工学的管理方法</li> <li>個人用保護衣(PPE)などの個人保護措置</li> </ul>
9	物理的及び化学的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属書2の指針を参照すること。</li> </ul>
10	安定性及び反応性	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学的安定性</li> <li>危険有害反応可能性</li> <li>避けるべき条件(例:静電放電)</li> </ul>
11	有害性情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな毒物学的(健康)影響についての簡潔で完結した分かりやすい説明とその影響を特定するために利用したデータ(次の事項を含む。) <ul style="list-style-type: none"> <li>可能性のある暴露経路の情報(経口摂取(飲み込み)、吸入または皮膚/眼の暴露)</li> <li>物理的、化学的および毒物学的特性に関連する症状</li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 短期および長期暴露による遅発的・速効的影響ならびに慢性的影響</li> <li>・ 毒性の数値化(急性毒性の推定など)</li> <li>・ 附属書2の指針を参照すること。</li> </ul>
12	環境影響情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生態毒性(入手可能な場合、水中または陸上の生物に関するもの)</li> <li>・ 残留性と分解性</li> <li>・ 生物蓄積性</li> <li>・ 土壤中の移動性</li> <li>・ 他の有害影響</li> <li>・ 附属書2の指針を参照すること。</li> </ul>
13	廃棄上の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物残渣の説明及び MARPOL 条約の用件に整合したその安全な取り扱い及び廃棄の方法に関する情報</li> </ul>
14	輸送上の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連番号</li> <li>・ 国連出荷名</li> <li>・ 輸送時の危険性クラス</li> <li>・ 使用者が認識しておく必要のある、または輸送に関連して守るべき特別予防措置のすべてに関する情報(加熱及び輸送温度)</li> <li>・ この製品が MARPOL 条約附属書 I に基づいて運送されることに留意すること。</li> </ul>
15	適用法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当製品に特有な安全、健康および環境に関する規制</li> </ul>
16	MSDS の作成と改訂に関する情報を含むその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バージョン番号</li> <li>・ 作成の日付</li> <li>・ 出典</li> </ul>

## 附属書 II

### ばら積み貨物として積載される MARPOL 条約附属書 I に掲げる油及び燃料油の 化学物質等安全データシートの記入に関する指針

#### 1. 液体の分類

次に掲げる分類は MARPOL 条約附属書 I の対象となるすべての範囲の物質を小分類化し、MSDS に要求される技術的及び環境パラメーターを定義する目的で一般的な識別のために特定の製品のグループ分けしたものである。

- .1 原油
- .2 燃料油及び残留油(船舶バンカー油<sup>\*</sup>を含む。)
- .3 未完成留出油、油圧オイル、潤滑油
- .4 軽油(船舶バンカー油<sup>\*\*</sup>を含む。)
- .5 灯油
- .6 ナフサ及びコンデンセート
- .7 ガソリン混合原料
- .8 ガソリン及びスピリット
- .9 アスファルト容体

#### 2. 附属書 I に掲げる物質及び情報に加え、次の物質及び情報を報告すること。

- .1 次のことを「危険有害性の要約」「組成、成分情報」及び「有害性情報」に記載すること。
  - .1 ベンゼン – 0.1 重量%以上存在する場合(当該物質中天然に存在する場合も含む。)
  - .2 硫化水素 – 液相及び気相中に含まれるとき(濃度を問わない)又はタンクの上記空間に堆積する可能性があるとき
  - .3 全硫黄 – 0.5 重量%以上存在する場合、「組成、成分情報」に記載すること並びに「危険有害性の要約」及び「有害性情報」に硫化水素が発生する恐れがあることを記載すること。
- .2 次のことを MSDS の「物理的及び化学的性質」に記載すること。
  - .1 外観(物理的状态、色など)
  - .2 臭い
  - .3 流動点
  - .4 沸点範囲
  - .5 引火点
  - .6 引火または爆発範囲の上限/下限

\* ISO 8217:2005 に定義される船用燃料油の性状(表 2)を参照すること。

\*\* ISO 8217:2005 に定義される船用燃料油の性状(表 1)を参照すること。

- .7 蒸気圧(適切な場合は、リード蒸気圧)
  - .8 蒸気密度
  - .9 密度
  - .10 自然発火温度
  - .11 動粘性率
- .3 「環境影響情報」には、国際油濁補償基金の定義\*するところにより、持続性油又は非持続性油の別を記載すること。

---

\* 国際油濁補償基金の定義:

「『非持続性油』とは、船積みの際、炭化水素画分により構成される油であって、ASTM Method D-86/78(改正を含む。)による試験において次の要件を満たすものをいう。

(a)容積比率で少なくとも50%が340°C(645°F)で蒸留すること。

(b)容積比率で少なくとも95%が370°C(700°F)で蒸留すること。」